

第2章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

令和元年東日本台風災害により被災された皆様が一日も早く落ち着いた生活を取り戻し、安心して暮らしていくよう、将来にわたって安全・安心なまちづくりを進めるとともに、地域経済の力を高め、本市の活力と賑わいを取り戻し、持続可能なまちづくりに取り組んでいく必要があります。

このため、市民・地域・行政が自然災害の脅威についての認識を共有した上で、復興に向けた基本方針を定め、今後取り組むべき主要な施策を体系的にまとめ、具体的な取組や事業期間を示すものとして、復興への道筋となる長野市災害復興計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の対象地域

本計画の対象地域は、令和元年東日本台風災害により甚大な被害が生じた長沼、豊野、古里、篠ノ井、松代及び若穂地区を中心とした市内全域とします。

3 計画の位置付け

【根拠法令等】

本計画は、災害対策基本法（※）第42条に基づき策定した長野市地域防災計画において位置付けるものであり、内閣府の復旧・復興ハンドブックにおいても策定が推奨されています。

【既存の他計画との整合性】

本計画は、市の目指すまちの将来像や取り組む内容を示した第五次長野市総合計画、長野市都市計画マスターplan等とも整合を図りながら、今回の災害からの復興を見据えた中長期的視点を含むものとします。

（※） 災害対策基本法では、「防災に関する責務の明確化」として、国、都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関には、各自、防災に関する計画を作成し、それを実施するとともに、相互に協力する等の責務があり、住民等についても、自発的な防災活動参加等の責務が規定されています。

4 計画の期間

本計画では、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの概ね5年後の姿を見据えながら、

復旧や再生に向けた取組を段階的かつ着実に進めます。

なお、5年以上の中長期的な視点で取り組むべき課題も多く、復興には令和7年度以降も継続して取り組みます。

復旧期

発災から概ね2～3年間（令和2年度～令和4年度）は、市民生活や経済活動の再開に不可欠な生活基盤、インフラなどの復旧を迅速かつ確実に進めていきます。

復興期

復旧と並行して、発災から5年間（令和2年度～令和6年度）は、住民や地域等と行政の協働により、地域コミュニティの力を高め、安全・安心のまちづくりを進めるとともに、市内全域に新たな魅力や活力、賑わいが生まれるように取組を進めていきます。



5 計画の策定及び構成

本計画は、被災地区の代表や有識者等で構成する長野市災害復興計画検討委員会に策定を諮問するとともに、市議会との意見交換、被災地区との意見交換会の開催や住民意向調査、パブリックコメントなどにより幅広い意見をお聞きして策定するものです。

また、計画は中長期的な視点を含め、今後の復旧・復興の基本理念及び基本方針、施策、主な取組や事業、事業期間等で体系的に分かりやすく構成します。

